

## 長崎外国語大学 障がい学生支援規程

2021（令和 3）年 3 月 1 日制定

### （目的）

第 1 条 この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）、その他の法令並びに長崎外国語大学（以下、「本学」という。）の「建学の精神」及び「人権憲章」に基づき、本学において障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関し必要な事項等を定めることを目的とする。

### （基本方針）

第 2 条 障がいの有無を問わず、全ての学生が平等に修学や学生生活に参加できるよう努める。本学は、この方針を達成するために障がいのある学生に対して合理的配慮を行う。

### （定義）

第 3 条 この規程において、次の次号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当各号に定めるとことによる。

（１）「障がい学生」とは、本学に所属する学生（科目等履修生、外国人短期留学生を含む。）及び本学に入学を志願する者であって、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、その他心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。）（以下、「障がい」と総称する。）があるものであり、かつ、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（２）「不当な差別的取扱い」とは、障がい学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、教育や研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否すること、又は提供にあたって場所や時間帯などを制限したり、障がいのない学生に対しては付かない条件を付けることなどにより障がい学生の権益を侵害したりすることという。

（３）「合理的配慮」とは、障がい学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、当該学生が本学における教育や研究、その他の活動に関して障がいのない学生との等しい機会を享受するために、個々の場面において必要としている社会的障壁を除去する措置であって、それに伴う負担が過重でないものをいう。

（４）「教職員」とは、本学における教育、研究その他の活動に従事するものをいう。

### （不当な差別的取扱いの禁止）

第 4 条 教職員は、本学における教育や研究、その他の活動を行うに当たり、障がい学生に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

### （合理的配慮の提供）

第 5 条 教職員は、本学における教育や研究、その他の活動を行うに当たり、以下各号に定める合理的配慮を提供するものとする。

#### （１）学内における行動全般に係る配慮

- ① 車いす等必要な機器の利用

- ② ボランティア等外部者の同伴
- ③ 障がい者用駐車スペースの利用

(2) 授業時間内

- ① 学生の教室への入退出への配慮
- ② 色付き眼鏡、拡大等授業を受けるために必要な機器の利用
- ③ 授業内容の記録を目的としてパソコン、カメラ、録音機器等の利用
- ④ 点字に係る機器の利用
- ⑤ 受講を補助するための外部者の同伴
- ⑥ 授業担当者による板書、配布物等に係る配慮
- ⑦ 授業担当者による課題等の代替
- ⑧ 試験等の時間の延長、あるいは別室での受験
- ⑨ 試験等における答案等作成に係る配慮

(3) 授業時間外

- ① 学内における諸手続き等に係る配慮
- ② オリエンテーション時における個別対応等の配慮

2 合理的配慮の提供に伴う過重な負担の有無は、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、具体的な場面及び状況に応じて総合的にかつ客観的に判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がい学生にその理由を説明し、理解を得よう努めねばならない。

- (1) 単位認定基準や卒業要件の緩和など、教育に関わる本質的な変更を伴うもの
- (2) 実現可能性の程度（物理的及び技術的又は人的及び体制上の制約）
- (3) 費用及び負担の程度及び本学の規模・財務状況
- (4) 教育とは直接関係しない個人的な装置・サービスの提供・生活支援など

3 合理的配慮を希望する場合、障がい学生及びその家族は、入学前及び入学後のいずれにおいても、障がい者手帳や医師の診断書等を添え、書面において学生支援課に申し出るものとする。

4 合理的配慮の申請があった場合、その必要性については、学生支援委員会の審議を経て、学長が決定する。

(環境整備計画)

第6条 合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備に関する計画は、学生支援委員会の審議を経て、学長が決定する。

(実施体制)

第7条 障がい学生を支援するために、次に掲げる責任者をおく。

(1) 総括責任者：学長をもって充て、教職員に対する研修や啓発の実施等、本学全体における障がい学生への差別解消の推進に必要な措置を講じる。

(2) 副総括責任者：副学長をもって充て、総括責任者を補佐するとともに、本規程に関する問題が生じた場合には、総括責任者に報告したうえで、その指示に従いながら対処する。

(3) 監督責任者：学生支援部長をもって充て、副総括責任者と連携し、総括責任者を補佐するとともに、合理的配慮に関する対応を監督する。

(相談体制)

第8条 障がい学生その家族あるいは関係者からの相談等の窓口は、以下のとおりとする。

(1) 合理的配慮の相談あるいは申請に関する窓口：学生支援課

(2) 不当な差別的取扱いの苦情等に関する窓口：長崎学院ハラスメントの防止等に関する規程の第15条に定める相談員

(研修・啓発)

第9条 本学は、合理的配慮の推進に必要な研修及び啓発を行う。

(情報公開)

第10条 本学は、本学における合理的配慮等に関する情報を公開し、障がい学生に対して周知を行う。

(情報保護)

第11条 教職員は、合理的配慮を効果的に提供するために、守秘義務を遵守しつつ、これに関わる学生の個人情報を共有することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学協議会の意見を聴き、学長が決定する。

附 則

この規程は、2021（令和3）年3月1日より施行する。